

宮城県後期高齢者医療広域連合規則第16号(平成19年7月30日)

宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広域連合長が取り扱う個人情報の保護について、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 条例第4条第1項に規定する登録簿は、個人情報取扱事務登録簿(様式第1号)とする。

(個人情報開示請求書)

第3条 条例第17条第1項に規定する開示請求書は、個人情報開示請求書(様式第2号)とする。

(本人等であることの確認に必要な書類)

第4条 条例第17条第2項(条例第24条第4項、第28条第3項及び第34条第2項において準用する場合を含む。)に規定する実施機関が指定するものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

本人が請求をし、又は開示を受ける場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として広域連合長が認めるもの

本人に代わって法定代理人が請求をし、又は開示を受ける場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び未成年者に係る戸籍抄本、成年後見に係る登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として広域連合長が認めるもの

遺族が請求をし、又は開示を受ける場合 当該遺族に係る第1号に定める書類及び戸籍謄本、除籍謄本その他遺族であることを証明する書類として広域連合長が認めるもの

(個人情報開示決定通知書)

第5条 条例第21条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

個人情報の全部の開示の決定 個人情報開示決定通知書（様式第3号）

個人情報の一部の開示の決定 個人情報部分開示決定通知書（様式第4号）

個人情報を開示しない旨の決定 個人情報非開示決定通知書（様式第5号）

条例第20条の規定により開示請求を拒否する旨の決定 個人情報の存否を明らかにしない決定通知書（様式第6号）

個人情報を保有していない旨の決定 個人情報不存在決定通知書（様式第7号）
（決定期間を延長した旨の通知）

第6条 条例第21条第4項（条例第30条第4項及び第36条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第8号）によるものとする。

（事案を移送した旨の通知）

第7条 条例第22条第1項及び第31条第1項の規定による通知は、事案移送通知書（様式第9号）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第8条 条例第23条第1項及び第2項の規定による通知は、個人情報の開示に係る意見照会書（様式第10号）によるものとする。

2 条例第23条第1項及び第2項の意見書は、個人情報の開示に係る意見書（様式第11号）によるものとする。

3 条例第23条第3項の規定による通知は、個人情報を開示決定した旨の通知書（様式第12号）によるものとする。

（個人情報の開示の方法等）

第9条 条例第24条第1項の規定による個人情報の開示は、広域連合長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、行政文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該行政文書を丁寧に取り扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

3 広域連合長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)

第10条 広域連合長は、条例第25条第1項の規定に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報を定めたときは、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

口頭により開示請求を行うことができる個人情報の項目

口頭により開示請求を行うことができる期間及び場所

(個人情報の訂正請求)

第11条 条例第28条第1項に規定する訂正請求書は、個人情報訂正請求書(様式第13号)とする。

第12条 訂正請求を行おうとする者は、個人情報開示決定通知書若しくは個人情報部分開示決定通知書又は他の法令により交付を受けた個人情報が記録された物の写しを提示しなければならない。

(個人情報訂正決定通知書)

第13条 条例第30条第2項及び第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

訂正請求に係る個人情報の全部の訂正の決定 個人情報訂正決定通知書(様式第14号)

訂正請求に係る個人情報の一部の訂正の決定 個人情報部分訂正決定通知書(様式第15号)

個人情報を訂正しない旨の決定 個人情報非訂正決定通知書(様式第16号)

(個人情報の提供先への通知書)

第 1 4 条 条例第 3 2 条の規定による通知は，個人情報訂正実施通知書（様式第 1 7 号）によるものとする。

(個人情報の利用停止請求)

第 1 5 条 条例第 3 4 条第 1 項に規定する利用停止請求書は，個人情報利用停止請求書（様式第 1 8 号）とする。

(準用)

第 1 6 条 第 1 2 条の規定は，利用停止請求を行おうとする者について準用する。

(個人情報利用停止決定通知書)

第 1 7 条 条例第 3 6 条第 2 項及び第 3 項の規定による通知は，次の各号に掲げる決定の区分に応じ，当該各号に定める通知書によるものとする。

利用停止請求に係る個人情報の全部の利用停止の決定 個人情報利用停止決定通知書（様式第 1 9 号）

利用停止請求に係る個人情報の一部の利用停止の決定 個人情報部分利用停止決定通知書（様式第 2 0 号）

個人情報の利用停止をしない旨の決定 個人情報非利用停止決定通知書(様式第 2 1 号)

(諮問をした旨の通知)

第 1 8 条 条例第 3 8 条の規定による通知は，情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第 2 2 号）によるものとする。

(運用状況の公表)

第 1 9 条 広域連合長は，必要と認める場合には，各実施機関における条例の運用状況を取りまとめ，公表することができる。

(実施細目)

第 2 0 条 この規則の実施細目は，広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(表)

個人情報取扱事務登録簿

1 事務の区分		全庁共通		固有		
2 事務の名称						
3 登録簿作成課						
4 個人情報保有課						
5 開始年月日						
6 登録年月日						
7 最終変更年月日						
8 事務の目的						
9 事務の概要						
10 事務の対象者の範囲		対象者 1	対象者 2	対象者 3	対象者 4	対象者 5
11 取り扱う個人情報の記録項目						
基本的事項	識別番号					
	氏名等					
	性別					
	年齢, 生年月日等					
	住所, 電話番号等					
	本籍, 国籍等					
	その他					
思想・信条等	支持政党					
	宗教					
	主義, 主張等					
	その他					
家庭生活	親族関係					
	婚姻歴					
	家庭状況					
	その他					
心身の状況	健康, 病歴等					
	障害					
	その他					

(裏)

社会生活	職業，職歴等					
	学業，学歴等					
	資格					
	賞罰					
	成績，評価等					
	その他					
資産・収入等	財産，収入等					
	納税額					
	公的扶助					
	その他					
その他（具体的な項目名を記入すること）						
1 2 収集先	本人から収集					
	刊行物・報道等					
	他の実施機関					
	市町村					
	国及び他の地方公共団体					
	その他(収集先の名称を記入すること)					
1 3 本人以外から収集する条例上の根拠						
1 4 個人情報 の 利用及び提供の 状況	目的外の利用又は提供の有無					
	目的外の利用又は提供の内容					
1 5 目的外の利用又は提供をする条例上の根拠						
1 6 外部提供を する場合の提供 先	他の実施機関					
	市町村					
	国及び他の地方公共団体					
	その他(経常的提供先の名称を 記入すること)					
1 7 処理形態	電子計算機処理の有無					
	オンライン結合の有無					
1 8 委託することの有無						
1 9 備考						

個人情報開示請求書

年 月 日

宮城県後期高齢者医療広域連合長 殿

請求者 住所

氏名

電話番号 ()

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る個人情報の内容	(知りたい情報の内容を具体的に記入願います。)		
開示の方法	1 閲覧・視聴	2 写しの交付・複製物の供与	3 1及び2
請求者の区分	本人 ・ 法定代理人 ・ 遺族		
個人情報の本人の状況等(法定代理人又は遺族による請求の場合)	本人の状況(法定代理人による請求の場合)	未成年者 ・ 成年被後見人	
	本人との関係(遺族による請求の場合)	配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。) ・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹	
	本人の住所		
	本人の氏名		
	電話番号		

次の欄には記入しないでください。

請求者等確認	
担当課	電話番号() 内線
個人情報の特定内容	
備考	

- (注) 1 請求の際は、本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
- 2 法定代理人又は遺族が請求する場合は、(注)1の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。
- 3 法人が請求する場合は、本人との関係を証明するために必要な書類及び法人の社員であることを証明する書類(身分証明書等)並びに社員にあっては、法人の委任状の提出又は提示が必要です。
- 4 個人情報の本人が死者である場合は、「本人の住所」欄には死亡時の住所を、「本人の氏名」欄には死者の氏名を記入してください。
- なお、この場合、「電話番号」欄の記入は不要です。

個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
個人情報の 開示の日時	午前 年 月 日 時 分 午後
個人情報の 開示の場所	
担 当 課	電話番号（ ） 内線
備 考	

- （注）1 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課へ御連絡ください。
- 2 開示を受ける際は、この通知書を提示するとともに本人であることを証明できる書類を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人又は遺族が開示を受ける際は、（注）2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 4 条例第24条第3項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなります。正当な理由によりこの期間内に開示を受けることができない場合には、担当課へ御連絡ください。

個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
個人情報の開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
個人情報の開示の場所	
一部について個人情報を開示しない理由	宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第18条第1項第 号該当
上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担当課	電話番号() 内線
備考	

（教示）

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広域連合長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から6か月以内）に、宮城県後期高齢者医療広域連合を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

（注）1 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課へ御連絡ください。

- 2 開示を受ける際は、この通知書を提示するとともに本人であることを証明できる書類を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人又は遺族が開示を受ける際は、（注）2の書類のほかその資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 4 の欄は、一部について個人情報を開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。
- 5 条例第24条第3項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなります。正当な理由によりこの期間内に開示を受けることができない場合には、担当課へ御連絡ください。

個人情報非開示決定通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
個人情報を開示しない理由	宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 第18条第1項第 号該当
上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担当課	電話番号（ ） 内線
備考	

（教示）

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広域連合長に対して異議申立てをすることができます。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から6か月以内）に、宮城県後期高齢者医療広域連合を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

（注） の欄は、個人情報を開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。

個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 号

年 月 日

殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり個人情報の存否を明らかにしないことを決定したので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
個人情報の存否を明 らかにしない理由	
担 当 課	電話番号() 内線
備 考	

(教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広域連合長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から6か月以内)に、宮城県後期高齢者医療広域連合を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

個人情報不存決定通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで開示請求があった個人情報については、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第21条第1項の規定により、個人情報の不存決定をしたので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
個人情報が 存在しない理由	
担 当 課	電話番号（ ） 内線
備 考	

（教示）

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広域連合長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から6か月以内）に、宮城県後期高齢者医療広域連合を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示（訂正・利用停止）については，宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 2 1 条第 4 項（第 3 0 条第 4 項・第 3 6 条第 4 項）の規定により，次のとおり個人情報の開示（訂正・利用停止）をするかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
条例第 2 1 条第 1 項 （第 3 0 条第 1 項・第 3 6 条第 1 項）に規定 する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
決定期間の延長期限	年 月 日まで
延長の理由	
担 当 課	電話番号（ ） 内線
備 考	

事案移送通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示（訂正）については、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第22条第1項（第31条第1項）の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

移 送 を し た 個 人 情 報 の 内 容	
移 送 を し た 実 施 機 関 の 担 当 課	電話番号（ ） 内線
移 送 を 受 け た 実 施 機 関	
移 送 を 受 け た 実 施 機 関 の 担 当 課	電話番号（ ） 内線
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 を し た 理 由	
備 考	

（注）本件開示請求（訂正請求）については、移送を受けた実施機関において開示決定等（訂正決定等）をすることになります。

個人情報の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長 印

宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第17条第1項により、貴殿(貴団体)の情報が含まれている個人情報の開示請求がありました。

つきましては、同条例第23条第1項(第2項)の規定により、貴殿(貴団体)の御意見をお聴きしたいので、当該個人情報を開示することについて御意見がある場合は、同封した「個人情報の開示に係る意見書」を 年 月 日までに提出されるようお願いします。

個人情報の内容	
開示しようとする 個人情報に含まれる 貴殿(貴団体)に 関する情報	
意見書の提出先 (担 当 課)	電話番号() 内線
備 考	

(注) 提出期限までに個人情報の開示に係る意見書の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、個人情報の開示が行われる場合があります。

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

宮城県後期高齢者医療広域連合長 殿

住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称並びに代表者の氏名）

意見照会年月日及び番号	年 月 日 第 号
<p>該当する番号を で囲み、必要な事項を記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none">1 個人情報を開示されても支障がない。2 個人情報を開示されると支障がある。 <p>（個人情報の開示により支障がある部分）</p> <p>理由（2 に該当する場合に記入してください。）</p>	

個人情報を開示決定した旨の通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長 印

宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 2 3 条第 3 項の規定により、次のとおり個人情報の開示をすることを決定したので通知します。

開 示 決 定 し た 個 人 情 報 の 内 容	
開示決定した個人情報に含まれる貴殿（貴団体）の情報の内容	
開 示 を 実 施 す る 年 月 日	年 月 日
開 示 決 定 の 種 類	年 月 日 付 け 第 号 開 示 （ 部 分 開 示 ） 決 定
開 示 を 決 定 し た 理 由	
担 当 課	電話番号（ ） 内線
備 考	

（教示）

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広域連合長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 上記の「開示を実施する年月日」までに、広域連合長に対して異議申立てに併せて開示処分の執行停止の申立てがない場合は、貴殿（貴団体）に関する情報を開示することになりますので、承知願います。
- 3 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から6か月以内）に、宮城県後期高齢者医療広域連合を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。また、この決定についての取消しの訴えに併せて、同裁判所に開示処分の執行停止の申立てをすることができます。

個人情報訂正請求書

年 月 日

宮城県後期高齢者医療広域連合長 殿

請求者 住所
氏名
電話番号 ()

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで開示決定があつた個人情報について、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第28条第1項の規定により、次のとおり訂正を請求します。

開示を受けた年 月 日	年 月 日	
開示を受けた個人情報の内容		
訂正を求める箇所		
訂正を求める内容		
請求者の区分	本人 ・ 法定代理人 ・ 遺族	
個人情報の本人の状況等(法定代理人又は遺族による請求の場合)	本人の状況(法定代理人による請求の場合)	未成年者 ・ 成年被後見人
	本人との関係(遺族による請求の場合)	配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
	本人の住所	
	本人の氏名	
	電話番号	()

次の欄には記入しないでください。

請求者等確認		
担当課	電話番号 ()	内線
備考		

- (注) 1 請求の際は、本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
 2 法定代理人又は遺族が請求する場合は、(注)1の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。
 3 法人が請求する場合は、本人との関係を証明するために必要な書類及び法人の社員であることを証明する書類(身分証明書等)並びに社員にあつては、法人の委任状の提出又は提示が必要です。
 4 個人情報の本人が死者である場合は、「本人の住所」欄には死亡時の住所を、「本人の氏名」欄には死者の氏名を記入してください。
 なお、この場合、「電話番号」欄の記入は不要です。

個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付で請求のあった個人情報の訂正については、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第30条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担 当 課	電話番号() 内線
備 考	

個人情報部分訂正決定通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第30条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正の内容	
一部を訂正しない理由	
訂正年月日	年 月 日
担当課	電話番号() 内線
備考	

(教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広域連合長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から6か月以内)に、宮城県後期高齢者医療広域連合を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

個人情報非訂正決定通知書

第 号

年 月 日

殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付で請求のあった個人情報の訂正については、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第30条第1項の規定により、次のとおり個人情報を訂正しないことを決定したので通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
個人情報を 訂正しない理由	
担 当 課	電話番号() 内線
備 考	

(教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広域連合長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から6か月以内)に、宮城県後期高齢者医療広域連合を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正したので、個人情報保護条例第32条の規定により通知します。

については、必要に応じ貴殿(貴団体・貴職)が保有している個人情報も訂正願います。

提 供 し た 個 人 情 報 の 内 容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 課	電話番号() 内線
備 考	

個人情報利用停止請求書

年 月 日

宮城県後期高齢者医療広域連合長 殿

請求者 住所
氏名
電話番号 ()

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで開示決定があった個人情報について、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第34条第1項の規定により、次のとおり利用停止を請求します。

開示を受けた年月日	年 月 日	
開示を受けた個人情報の内容		
利用停止請求の内容	利用の停止 ・ 消去 ・ 提供の停止	
利用停止請求の理由		
請求者の区分	本人 ・ 法定代理人 ・ 遺族	
個人情報の本人の状況等(法定代理人又は遺族による請求の場合)	本人の状況(法定代理人による請求の場合)	未成年者 ・ 成年被後見人
	本人との関係(遺族による請求の場合)	配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。) ・ 子 ・ 父母 ・ 孫 ・ 祖父母 ・ 兄弟姉妹
	本人の住所	
	本人の氏名	
	電話番号	()

次の欄には、記入しないでください。

請求者等確認	
担当課	電話番号() 内線
備考	

- (注) 1 請求の際は、本人であることを証明する書類(運転免許証, 旅券等)の提出又は提示が必要です。
- 2 法定代理人又は遺族が請求する場合は、(注)1の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。
- 3 法人が請求する場合は、本人との関係を証明するために必要な書類及び法人の社員であることを証明する書類(身分証明書等)並びに社員にあっては、法人の委任状の提出又は提示が必要です。
- 4 個人情報の本人が死者である場合は、「本人の住所」欄には死亡時の住所を、「本人の氏名」欄には死者の氏名を記入してください。
なお、この場合、「電話番号」欄の記入は不要です。

個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止については、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり利用を停止（消去・提供を停止）することを決定したので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担 当 課	電話番号 () 内線
備 考	

個人情報部分利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止については、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第36条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて利用を停止(消去・提供を停止)することを決定したので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止の内容	
一部を利用停止しない 理由	
利用停止年月日	年 月 日
担 当 課	電話番号() 内線
備 考	

(教示)

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広域連合長に対して異議申立てをすることができます。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から6か月以内)に、宮城県後期高齢者医療広域連合を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

個人情報非利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止については、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第36条第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用を停止(消去・提供を停止)しないことを決定したので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
個人情報を利用停止 しない理由	
担 当 課	電話番号() 内線
備 考	

(教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広域連合長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から6か月以内)に、宮城県後期高齢者医療広域連合を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長 印

次の異議申立てについては、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 3 8 条の規定により、宮城県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので通知します。

異議申立年月日	年 月 日
異議申立ての 対象となった決定	年 月 日 第 号
	(決定の内容)
諮問をした年月日	年 月 日
担 当 課	電話番号 () 内線
備 考	